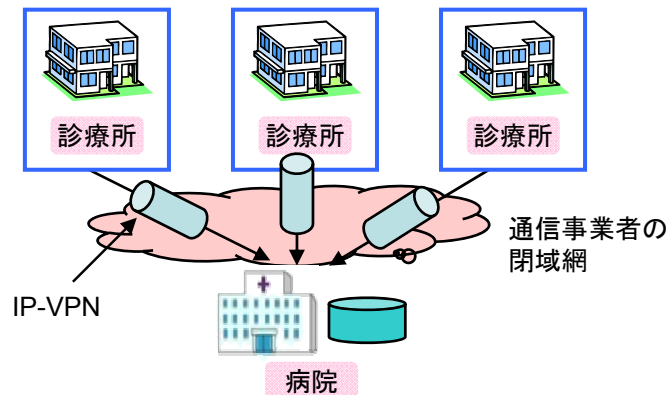


I-2. 医療情報連携のネットワーク方式

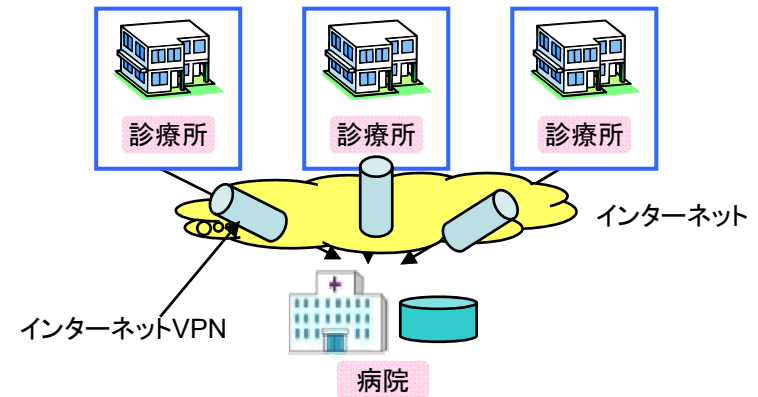
- ◆ 医療機関間のネットワークは、セキュリティレベルやコスト負担によって、複数の方式が存在。
- ◆ 安価で汎用性の高い接続としてのインターネットのセキュリティレベルは向上しており、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインにおいて、IPsec+IKEでのインターネット接続が認められた。

IP-VPNを使った接続



- 通信事業者の閉域網を使用。
- ただし、情報そのものの暗号は別途必要。
- 通信経路上の管理責任の大部分を通信業者に委託ができる。

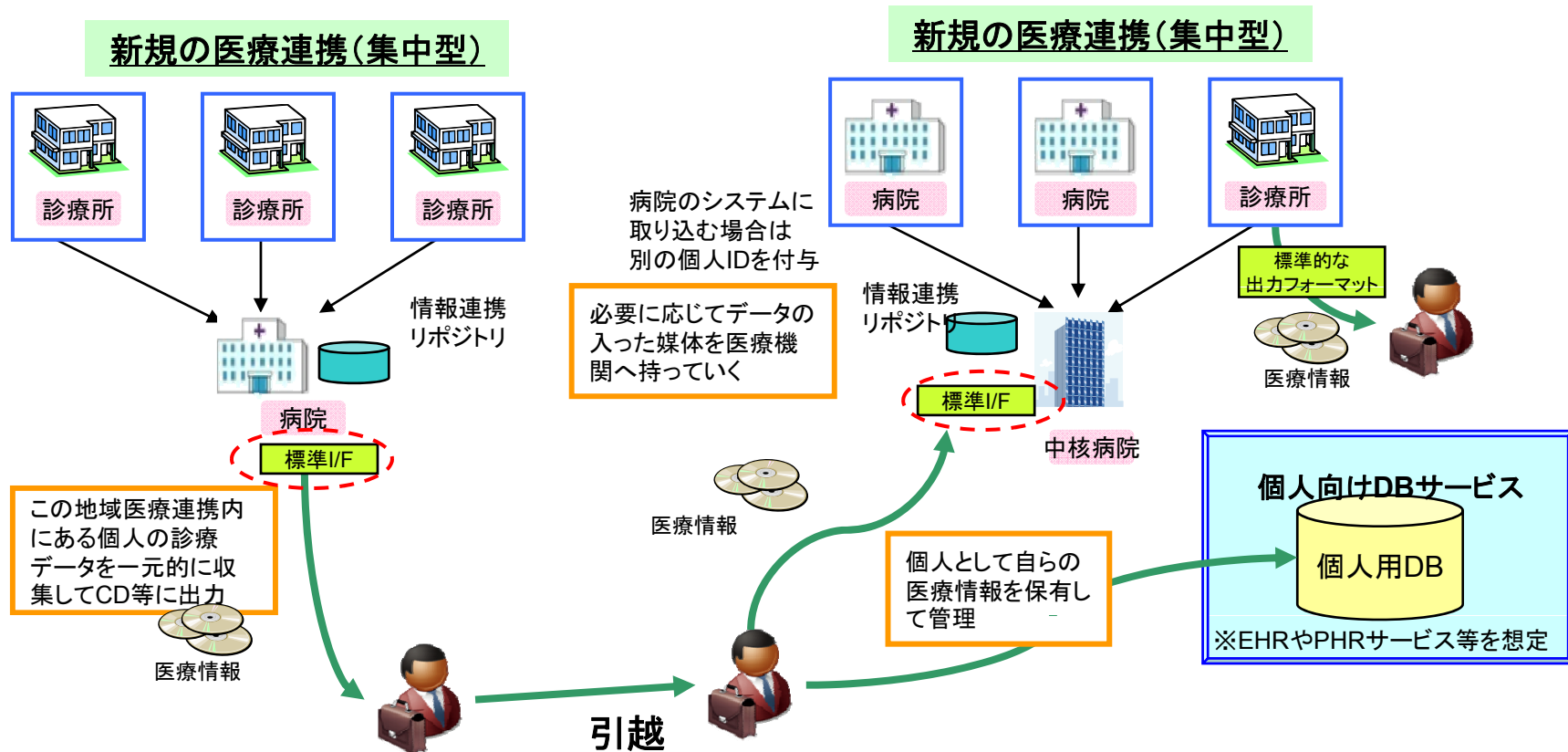
インターネットを使った接続



- インターネット回線を使用するため安価である。
- セキュリティ確保のため、IPsecとIKEが必要。
- 管理責任のほとんどは医療機関。

I-3-1. 外部との情報連携のための機能付加について

- ◆ 中核病院は、外部との情報連携のため、患者の診療情報をCD-R(オフライン)で提供できる機能とともに、他の地域からの診療情報を読み込む機能を有する情報連携リポジトリを設置。
- ◆ この情報連携リポジトリは、外部との情報連携をスムーズに行うため、標準的なフォーマット・用語コードに沿った情報を提供することが必要。このため、院内での情報を標準形式に変換する機能を保有することが必要。また、紹介状情報に加えて、連携医療に必要な診療情報を提供するため、提供用の診療サマリを整備することが必要。
- ◆ 将来的に、他の地域・他の疾病連携グループとオンラインでの情報交換をする場合を意識することが望ましい。
- ◆ 中核病院以外の診療所等においてはリポジトリを持つ必要はないが、自らが管理する患者の診療情報を標準的な形式でCD-Rで提供できる機能を有する情報システムを整備することが望ましい。



I-3-2. 医療データの外部保存による運営方法の合理化

- ◆ 厚生労働省の「外部保存通知」が改正される予定であるが、情報の保管を医療機関からデータセンターに委託することで、医療機関でのデータ管理、運営コスト削減が可能(民間のASP・SaaSサービスが利用可能となる)。今回の事業においても、必要に応じて、外部保存等を活用し、安価で持続可能性の高い情報連携を目指すことが必要。

診療所が病院のデータを参照する場合(例)

